

R8.8大雨に係るなりわい再建支援補助金の活用について



- R8.8大雨で被害を受けた事業者の施設・設備等の復旧には「R8.8大雨被災事業者再建支援補助金」を活用できますが、R8.8大雨で被害を受けた施設・設備等が、**R6能登半島地震やR6奥能登豪雨で、既に被害を受けていた場合は、なりわい補助金を活用できる**場合があります。

→被害がR8.8大雨のみの場合、なりわい補助金は対象外のため、R8.8大雨被災事業者再建支援補助金を活用ください。

なりわい補助金の 申請状況	なりわい補助金の活用 ※R6地震・豪雨の被害を受けた 施設・設備であることが前提	手続き等
交付決定前 (申請前及び申請後)	○	R6地震・豪雨の復旧費に、 <u>R8.8大雨の復旧費を加えて申請することが可能です。</u> 見積書を取得・差替してください。
交付決定後 (工事着工前)	○	R6地震・豪雨の復旧費に、 <u>R8.8大雨の復旧費を加えた金額に増額変更もしくは再申請することが可能です。</u> 県の相談窓口にご相談ください。 なお、増額変更もしくは再申請の手続きが終了するまで、工事着工はできませんのでご注意ください。
交付決定後 (工事着工後)	○	R6地震・豪雨の復旧費に、 <u>R8.8大雨の復旧費を加えた金額に増額変更もしくは再申請することが可能です。</u> 現在行っている工事を中断の上、 県の相談窓口にご相談ください。
実績報告後 (補助金支払前)	○	実績報告を取り消した上で、 <u>R8.8大雨の復旧費を加えた金額に増額変更もしくは再申請することが可能です。</u> 県の相談窓口にご相談ください。
補助金支払後	×	R8.8大雨被災事業者再建支援補助金をご活用ください。